

資料 1

議題 1

認知症対応型共同生活介護事業所の指定について

「ニチイケアセンター西白井」

1 はじめに

(1) 介護サービス事業所の指定の仕組み

事業者が介護保険のサービスを提供するためには、介護保険の事業所として自治体から指定を受ける必要があります。この指定については、国の基準に基づき、各自治体がそれぞれのサービスについて条例により指定基準を定め、要件に基づき指定をしています。

サービスにより指定権限を有する自治体が異なり、広域型の施設については都道府県（指定都市、中核市を含む）が、地域密着型サービス及び居宅介護支援サービスについては市町村が指定を行っています。

(2) 地域密着型サービスとは

地域密着型サービスとは、介護が必要となった高齢者ができるかぎり住み慣れた地域で暮らし続けることを目的として提供されるサービスで、地域の特性を活かし、その地域に沿ったサービスを提供するため、市町村が事業所の指定や監督を行います。

サービスの利用は、原則として事業所の所在する市町村の市民のみに限定されています。

(3) 白井市の地域密着型サービスの事業所数

サービスの区分	市内の事業所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 事業所
夜間対応型訪問介護	なし
地域密着型通所介護	6 事業所
認知症対応型通所介護	3 事業所
小規模多機能型居宅介護	2 事業所
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	6 事業所
小規模特定施設入所者生活介護 （定員 29 人以下の介護付き有料老人ホーム）	1 事業所
小規模特別養護老人ホーム（29 人以下）	1 事業所
看護小規模多機能型居宅介護	なし

(4) 運営協議会の役割

白井市では、地域密着型サービス事業所の新規指定に当たり、介護保険運営協議会に諮り、指定の要件を満たしていることを確認していただいた上で、委員の皆様からサービスの質の確保や事業の運営等に関するご意見をいただくこととしております。いただいたご意見や協議された事項は、サービス提供に係る意見や要望という形で事業者へ報告し、今後の事業運営に役立てていきます。

2 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所の指定

(1) サービス内容

認知症の方を対象に、5人から9人の小人数を一つの単位とした共同住居（以下「ユニット」という。）の形態で入浴、排せつ、食事の介護や機能訓練等のケアを行うサービスです。家庭的で落ち着いた雰囲気の中で、なじみの関係を作ることにより、穏やかで安定した本人らしい生活ができるようなケアを目指します。

(2) 指定申請の概要

本指定は、既存グループホームの運営法人が他法人に事業を譲渡することに伴うもので、既存グループホームの運営内容が概ね変更することなく承継されます。現在入居している利用者及び従業者についても、希望者全員が譲渡先法人に転籍となります。

※実質的には既存事業所の運営法人のみが変更となるものですが、事務処理上は「新規開設」という取り扱いになるため、指定申請が行われたものです。

《申請の概要》

区分	内容
申請者（法人名）	株式会社ニチイ学館
法人所在地	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
サービス種類	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
事業所名	ニチイケアセンター西白井
事業所所在地	白井市西白井3-14-9
定員	18名（2ユニット）
事業開始年月日	令和4年10月1日

《参考：既存事業所情報》

区分	内容
法人名	株式会社いっしん
法人所在地	茨城県かすみがうら市稲吉二丁目18番15号
サービス種類	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
事業所名	グループホームいっしん館白井
事業所所在地	白井市西白井3-14-9
定員	18名（2ユニット）
事業開始年月日	平成17年2月1日
事業廃止年月日	令和4年9月30日

（３）主な指定基準の確認

基準とは、事業者が介護保険サービス事業を運営するに当たって、最低限遵守すべき事項で、市が条例において規定するものです。（資料2参照）

本件においては、申請時点で確認できる基準の項目について、全て要件を満たしていることを確認しています。

①人員に関する基準

	条例の人員基準		ニチイケアセンター 西白井	基準 条例	適 否
従業員の 人数等	日中	ユニットごとに、利用者3人に対し1人以上（常勤換算法による）介護従業者を配置すること。 ※定員9人のため、3人以上	ユニット1 4.2人 ユニット2 4.2人 （常勤換算法による） 生活時間 6時～21時	第110条 第1項	○
	夜間・深夜	ユニットごとに、1人以上介護従業者を配置すること。（宿直除く）	ユニット1 夜勤者1名 ユニット2 夜勤者1名 夜間・深夜時間 21時～翌6時	第110条 第1項	○
	介護従業者のうち、1人以上を常勤職員として配置すること。		ユニット1 常勤者4名 （内専従3人） ユニット2 常勤者4名 （内専従3人）	第110条 第3項	○

管理者	ユニットごとに次の要件を満たした管理者を配置すること。 ①常勤専従であること（ただし、支障がなければ他の業務と兼務可）。 ②認知症介護に従事した経験が3年以上あること。 ③認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していること。	①常勤の管理者を配置。ユニット1及び2を兼務。 ②従事経験 5年超 ③認知症対応型サービス事業管理者研修修了している。	第111条 第1項～ 第3項	○
計画作成担当者	次の要件を満たした計画作成対担当者を配置すること。 ①介護支援専門員の資格を有すること（ただし、2名以上配置する場合、有資格者は1名で可）。 ②厚生労働大臣の定める研修を修了していること。	2名配置 ①介護支援専門員1名 介護福祉士 1名 ②2名とも認知症介護実践者研修修了している。	第110条 第5項～ 第8項	○
代表者	代表者は、次の要件を満たしていること。 ①特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者等として認知症介護に従事した経験又は保健医療、福祉サービス等の提供を行う事業の経営に携わった経験を有すること。 ②厚生労働大臣が定める研修を修了していること。	①平成21年より(株)ニチイ学館において施設介護事業部部長として介護事業の経営に携わる。 ②痴呆性高齢者グループホーム開設予定者等研修修了している。	第112条	○

②設備等に関する基準

	設備等基準		ニチイケアセンター 西白井	基準 条例	適 否
住居	ユニットの数 ⇒1 から 3 まで		2 ユニット	第 113 条 第 1 項	○
定員	ユニットごとの定員 ⇒5 から 9 人まで		ユニット 1 ・ 2 とも 9 人	第 113 条 第 2 項	○
設備・ 備品	次の設備を設置すること。 ・居間 ・食堂 ・台所 ・浴室 (居間及び食堂は、同一の場所とすることも可)		・居間兼食堂 ・台所 ・浴室	第 113 条 第 2 項	○
	居室	一の居室の定員 ⇒原則 1 人とすること	全居室 1 人 (全居室とも個室)	第 113 条 第 3 項	○
		居室床面積 ⇒7.43 m ² 以上とすること。	全居室 10.85 m ²	第 113 条 第 4 項	○
消火設備	消火設備の設置その他の非常の災害に際して必要な設備を設置すること。		・火災通報装置 ・消火器 ・誘導灯 ・スプリンクラー	第 113 条 第 2 項	○

③主な運営に関する基準

項目	ニチイケアセンター 西白井	基準 条例	適 否
運営規程の策定	策定済み	第 122 条	○
苦情処理体制の確保	常設の窓口及び担当者を設置	第 38 条	○
協力医療機関	市内診療所及び市外歯科診療所と 契約締結済み	第 125 条 第 1 項、 第 2 項	○
介護保険施設等との連携	市内特別養護老人ホームと協定締結済み	第 125 条 第 3 項	○

3 【参考】サービス利用に係る費用

①介護サービス費（介護保険適用部分） 本人負担 1 割の場合

介護度	利用料 (1 日当たり)	利用料 (30 日当たり)
要支援 2	769 円	23,070 円
要介護 1	773 円	23,190 円
要介護 2	809 円	24,270 円
要介護 3	833 円	24,990 円
要介護 4	850 円	25,500 円
要介護 5	867 円	26,010 円

基本単位のみで計算した目安の費用。事業所が体制等に応じて加算を取得する場合、加算分が利用料に上乗せされます。

②その他の費用（原則として全額本人負担）

費用	利用料 (30 日当たり)
家賃	60,000 円
食材料費	30,000 円
管理費（※）	19,500 円

※管理費の内訳は、電気代、ガス代、水道代、消耗品費等。

●ひと月当たりの利用料の目安●

【要介護 3 本人負担 1 割の場合】

費用	利用料 (30 日当たり)
介護サービス費	24,990 円
家賃	60,000 円
食材料費	30,000 円
管理費（※）	19,500 円
合計	134,490 円